

答 申 書

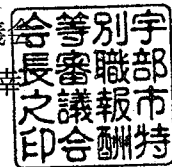
宇部市特別職報酬等審議会

令和7年(2025年)12月16日

宇部市長 篠崎 圭二 様

宇部市特別職報酬等審議会

会長 杉下 秀幸



特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年8月6日付けで貴職から諮問のありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに非常勤職員の報酬の額について、当審議会において、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申をいたします。

記

1 答申の内容

（1）市長・副市長について

給料、退職手当及び、これに期末手当を加えた1期4年間の総額については、増額することを検討されたい。（A）

また、増額した額（A）をベースに、退職手当の計算方法を定額制に見直した上で、退職手当は減額し、その減額相当分を給料に増額する配分の見直しを検討されたい。（B）

ア 給料・退職手当の額

（ア）市長

区 分	給料額	1期の給与等 給支給額	退職手当		1期の給支給額	1期の増加額 (現行比較)
			支給 率	支給額		
現行	940,000 円	65,875,200 円	0.5	22,560,000 円	88,435,200 円	— 円
見直し後 (A)	990,000 円	69,379,200 円	0.5	23,760,000 円	93,139,200 円	4,704,000 円
答申の額 (B)	1,044,000 円	73,163,520 円	4 年	20,000,000 円	93,163,520 円	4,728,320 円
退職手当配分額 (B) - (A)	54,000 円	3,784,320 円	—	△3,760,000 円	24,320 円	24,320 円

(イ) 副市長

区 分	給料額	1 期の給与等 総支給額	退職手当		1 期の給支給額	1 期の増加額 (現行比較)
			支給 率	支給額		
現行	755,000 円	52,910,400 円	0.4	14,496,000 円	67,406,400 円	— 円
見直し後 (A)	795,000 円	55,713,600 円	0.4	15,264,000 円	70,977,600 円	3,571,200 円
答申の額 (B)	842,000 円	59,007,360 円	4 年	12,000,000 円	71,007,360 円	3,600,960 円
退職手当配分額 (B) - (A)	47,000 円	3,293,760 円	—	△3,264,000 円	29,760 円	29,760 円

(2) 非常勤職員

<行政委員会委員>

報酬の額については、据え置くことが適当と判断した。

<各種審議会等委員>

報酬の額については、据え置くことが適当と判断した。

(3) 市議会議員について

報酬の額については、据え置くことが適当と判断した。

2 審議に当たって

当審議会は、平成 23 年 4 月に報酬等の額が減額改定された経緯及びそれ以降前々回（平成 30 年度開催）までの審議会で報酬等の額を据え置くに至った経緯、また、前回（令和 3 年度開催）の答申により、令和 4 年 4 月に各種審議会等委員の報酬の額が増額改定された経緯を踏まえ、この額のあり方について、市長からの諮問を受け審議に入った。

(1) 審議に際し参考とした資料

- ① 県内他市及び人口規模が同程度の類似団体及び近隣都市（以下「類似都市」という。）の特別職の報酬等の比較
- ② 本市並びに県内他市及び類似都市の財政状況
- ③ 全国及び県内（山口市）の消費者物価指数の推移
- ④ 市長及び副市長の給料及び退職手当に係る特例的減額措置の状況
- ⑤ 本市の個人市民税納税義務者 1 人当たりの給与所得の推移

- ⑥ 本市及び県内他市の人口の推移
- ⑦ 人事院勧告による月例給勧告率並びに本市及び県内他市のラスパイレス指数の推移
- ⑧ 本市の行政委員会の活動状況
- ⑨ 非常勤職員報酬額調（宇部市を月額に換算した場合（過去3年平均））
- ⑩ 議会の概要

（２）審議に当たっての基本的な考え方

- ① 平成26年度の審議会において整理された「報酬の額等を検討する上での指標」（基準となる報酬等の額を県内他市や類似都市との均衡、比較の中で決定し、それをベースとして、本市の現状と将来展望に特筆すべき傾向がある場合に増減させるもの。）に沿って検討を行うこと。
- ② 行政委員会の委員の報酬は、法の趣旨に則り、引き続き日額支給とすることを原則とし、例外的に月額とすべき特段の事情があるものについて月額支給を採用すること。また、今後も優秀な人材を確保し本市の行政運営を安定的かつ持続可能なものとしていくため、その職責に見合う水準を保障する必要があること。

（３）審議に当たり考慮した事項について

- ① 全国的に、人口減少、生産年齢人口の減少、高齢化社会への移行が進む中、本市も同様に、人口の推移について、山口県平均の人口減少率よりも緩やかな減少率とはなっているものの、今後も人口減少は続く予測されること。
- ② 「個人市民税納税義務者1人当たりの給与所得」は、山口県平均額よりも高く、また、増額傾向にある。「納税義務者数」は、平成26年度に減少し、その後平成28年度から再び増加傾向にあるが、中長期的には人口減少に伴い減少する見込みであること。
- ③ 財政状況を示す指標である「経常収支比率」は、扶助費などの義務的経費が、今後も増加することが見込まれ、収入では、税収は伸び悩みの傾向にあり、今後は厳しい状況が予測されるものの、令和5年度では、93.9%と県内でも上位水準であること。
- ④ 「財政力指数（単年度）」は、コロナ収束後、改善傾向ではあるが、令和5年度は、前年度に比べ0.003ポイント低下していること。
- ⑤ 「市債残高」は、残高自体は減少しているものの、新庁舎建設に伴う市債償還が本格化することから、市の返済額は増加しており、また、「積立基金残高」は、財政調整基金の減少及び施策推進等の財源として活用を図ったことから減少していること。
- ⑥ 財政指標から、本市財政の健全化は保たれているが、今後、少子高齢社会への対応や、老朽化が進む公共施設の更新等が見込まれ、市財政は一段と厳しい状況

を迎えること。このため、効果的・効率的な行政運営を推進するとともに、自主財源の確保や市債残高のコントロールを図り、将来にわたり持続可能な財政運営を行う必要があること。

- ⑦ 国家公務員の給料との比較を示す「ラスパイレス指数」は、令和6年度では、100.3ポイントとなっており、国よりも若干高い水準であること。
- ⑧ 平成30年度の市議会議員の答申において、「議員は、地方自治の根幹である二元代表制の首長と並ぶ議決機関たる議会を構成するものであり、その資質、能力、意欲とも当然に高いものが求められる。また、その役割として、市長を始めとする執行機関のチェック・監視機能を果たすことは勿論のこと、個人においては、自身の意見や政策を明確にし、真剣に執行機関と議論を交わすなど切磋琢磨しながら、政策実現による本市の継続的な発展を担う重要な存在である。

このことから、市議会議員について優秀な人材を確保する観点からも、議員報酬の水準について継続して検討をされたい。」との附帯意見を踏まえ、市議会議員の報酬について、検討すること。

3 審議の内容・結論

(1) 市長、副市長について

- ① 少子高齢化、人口減少等課題の多い現状において、市政運営における最高責任者としての市長は、1,000人以上の職員の仕事を掌握し、15万人の市民の安全と安心を担保するという重い職責があり、また、土日も公務を執り行うなど激務であるが、給料は民間の役員に比べて安価であると考えするため、給料を増額すべきではないか。
- ② 宇部市の人口規模は県下3位であり、市長・副市長の給料と期末手当を含めた年間収入については県下5位となっているため、県内他市との人口規模を考慮して、年間収入について増額しても良いのではないか。
- ③ 退職手当については、県内他市と均衡がとれているが、類似都市との比較では、市長、副市長とも上位にある。また、民間企業での役員退職金の有り方は、退職金は減額し、その分、現役時代の給料額を増額させるのが主流である。このような中で、市長の退職手当が4年間で2,256万円支給されることは、市民感情から理解を得られないと考えるため減額すべきではないか。
- ④ 市長・副市長の給料、期末手当及び、これに退職手当を加えた1期4年間の総額は県内他市との人口規模を考慮して増額としつつ、退職手当は減額とし、一方で給料は増額とする、配分の見直しを行うことが適当ではないか。
- ⑤ 市長・副市長の給料について、各委員から提出された意見の平均は5%程度の増額である。

等の意見が出された。

【結 論】

これらの意見を総合的に審議した結果、市長、副市長の給料と退職手当については、県内他市との人口規模を考慮して、給料、退職手当及び、これに期末手当を加えた1期4年間の総額は増額し、その上で、退職手当については減額とし、一方で給料については増額とする配分の見直しについて、今後検討を進めていくことが望ましいと判断した。

山口県内の退職手当が全国的に見て相対的に高いのは、見直しが他県の類似都市と比べて遅れていると考えられるため、今回宇部市の行う見直しが、社会の潮流であることを理解されたい。

また、継続して、市長、副市長の1期4年間の総額は維持した上で、退職手当の額を、他県の類似都市と同水準まで引き下げることを検討する必要がある。

(2) 非常勤職員について

＜行政委員会委員＞

平成22年度の本審議会において、非常勤職員のうち、農業委員会委員を除く行政委員会の委員報酬については、月額支給から日額支給に見直す答申が行われ、平成23年4月から支給方法が変更されている。

地方自治法には、報酬の支払方法は原則として日額であり、例外的に特別の事情がある場合に条例に定めることで月額制とすることができるとしており、本市は、原則どおり日額支給を採用しているところである。

これらを踏まえ、次のような審議がなされた。

- ① 他団体と比較して報酬額が低い場合には、増額を検討するべきではないか。
- ② 月の勤務日数が10日を超える場合に月額制を採用し、勤務日数が10日以下の場合は日額制を採用することを再確認。
- ③ その職務の内容や職責から、各行政委員会委員の報酬額が適当か判断すべきとの意見もあったが、個々の職責の重さを判断し、差をつけることは困難であることを再確認。
- ④ 市議会議員が監査委員として仕事をする場合、議員報酬と監査委員が重複していると考えられるが問題ないか。
- ⑤ 議員は地方自治法、監査委員は監査委員条例に基づき委嘱される。それぞれの身分・役割として出席するため当然支給すべきであるというのが一般的な解釈と示されていることを再確認。

等の意見が出されるとともに、再確認がされた。

【結 論】

これらの意見を総合的に審議した結果、行政委員の報酬額については、平成 22 年度の答申により、農業委員会委員を除き日額制に改正され、実態に沿った支払いに是正されていること、また、報酬額は県内他市や類似都市と比較して平均的な水準にあることから、現行の額を据え置くことが適当と判断した。

ただし、今後も、優秀な人材を確保し、市政運営を安定的かつ持続可能なものとするため、市民の納得が得られる報酬額の水準について継続して検討を行う必要がある。

<各種審議会等委員>

- ① 令和 3 年度の本審議会において、報酬額を 5,000 円に引き上げた経緯として、県内他市と比較し最も低い水準であったことから、県内 13 市の平均値程度である 5,000 円へ増額することが適当と判断された。
- ② 現在の各種審議会委員の額（5,000 円）については、県内他市や類似都市と比較して、平均的な水準にある。
- ③ 審議会の会議としての拘束時間は 2 時間程度であるが、事前の資料確認や会議終了後に追加意見等を提出する時間も考慮すべきである。
等の意見が出された。

【結 論】

これらの意見を総合的に審議した結果、各種審議会等委員の報酬については、現状を維持することが適当であると判断した。

(3) 市議会議員について

- ① 現在、議会のあり方検討特別委員会が設置され議員定数の見直し等が行われていると聞くが、現時点では方針が示されていないため、答申での判断材料に加えるべきではない。
- ② 全国的に物価上昇はあるものの、議員は常勤ではなく、兼業の議員もいるため報酬額の引き上げの必要性は感じない。
- ③ 物価の高騰により市民生活が苦しくなっているので、議員報酬は減額することが望ましいのではないか。
- ④ 市議会議員の報酬について、県内他市や類似都市との比較検討を行ったところ、本市の規模に相応した水準の額であり、報酬額を見直す必要性を感じない。
等の意見が出された。

【結 論】

これらの意見を総合的に審議した結果、現在の水準では、県内他市や類似都市と比較し、本市の規模に相応していること、また、財政状況をはじめとした市の現状等からも特筆すべき点がないことから、現時点では、議員報酬について現行の額を据え置くことが適当と判断した。

なお、本来、議員報酬と議員定数については無関係であるが、議会のあり方検討特別委員会において方針が示され、議員報酬見直しの必要性が生じた場合は、改めて諮問願いたい。

4 その他要望事項

(1) 本市においては、人口減少、生産年齢人口の減少、高齢化が進展する中、依然増加傾向にある社会保障経費に加えて、今後、新庁舎建設に伴う市債償還も本格化することから、引き続き厳しい財政状況が見込まれるため、効果的・効率的な行財政運営を推進するとともに、財政健全化のための取組を更に強化するなど一層の努力をされたい。

(2) 市議会議員の政務活動費については、市議会議員の活動や支給実績等実態を把握し、引き続き、適正な水準を検討されたい。

【資料1】

宇部市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長、職務代理以降は五十音別)

役 職	所 属 団 体 等	氏 名
会 長	宇部商工会議所 会頭	杉 下 秀 幸
職務代理	株式会社宇部日報社 取締役会長	脇 和 也
委 員	NPO 法人 うべネットワーク 理事長	伊 藤 一 統
委 員	株式会社山口銀行宇部支店 執行役員支店長	大 本 理 恵
委 員	宇部中小企業支援センター (中小企業診断士)	小 平 敏 彦
委 員	連合山口西部地域協議会宇部地区会議 副代表	濱 岡 崇
委 員	山口県弁護士会宇部地区会 (弁護士)	弘 藤 智 基
委 員	一般社団法人宇部青年会議所 理事長	松 本 誠 矢
委 員	国立大学法人山口大学経済学部 准教授	山 本 敬 生
委 員	公益財団法人 宇部市文化創造財団 理事長	渡 邊 祐 二

【資料2】

宇部市特別職報酬等審議会 開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	令和7年8月6日 (水)	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	令和7年9月1日 (月)	市長及び副市長の給料月額及び退職手当、市議会議員の議員報酬、非常勤職員の報酬の審議
第3回	令和7年10月20日 (月)	答申内容の検討